保護者各位

石狩市保健福祉部長

「まん延防止等重点措置」適用期間延長に伴うお知らせ

日頃より本市の教育・保育行政の推進及び長期にわたり新型コロナウイルス感染症の感染拡大 防止についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

北海道内においては、札幌市を中心に新規感染者数が連日2千人を超える状況が続いており、 医療提供体制の逼迫への警戒が呼びかけられている中、北海道に適用中の「まん延防止等重点措置」が延長されることになり、引き続き混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を 控えることなどが要請されております。

保護者の皆様におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策へのご協力をお願いいたします。

1 家庭保育のお願いについて

令和4年1月27日(木)から北海道へのまん延防止等重点措置の適用が終了するまで、保護者が家庭で監護できる場合など、可能な範囲で家庭での保育にご協力をお願いしておりますので、例えば仕事・通院・介護など、保育が必要な方におかれましては各保育施設等で保育を行います。

2 保育施設等をお休みいただく期間について

これまでお示ししていた保育施設等をお休みいただくことについて、下記のとおり見直しを行いました。改めてご確認いただくとともに、以下に該当する場合は、園へご連絡のうえ、お休みしてください。

	状 況	お子様がお休みいただく期間
1)	お子様が新型コロナウイルスに感	保健所または医師から指示のあった健康観察期
	染した場合	間
2	同居のご家族が感染した・お子様	陽性者との最終接触日の翌日から7日間または
	が「感染の可能性がある方(濃厚	保健所等から指示のあった外出自粛(待機)期間
	接触者)」に特定された場合(保育	
	施設等から「感染の可能性がある	
	方」に特定された場合を含みま	
	す。)	
3	同居のご家族が濃厚接触者となっ	同居家族の外出自粛(待機)期間
	た場合(保育施設等から「感染の	(本来、お子様に行動の制限はありませんが、感
	可能性がある方」に特定された場	染拡大回避のための措置としご理解をお願いい
	合を含みます。)	たします。)

お子様や同居のご家族がPCR検 査等を受ける場合(任意の検査を 除く。)

4

検査結果(陰性)が判明するまでの間

※お子様が濃厚接触者または「感染の可能性がある方」に特定されており、発症して検査を受けた場合は、陰性であっても②の期間とします。

※同居のご家族が濃厚接触者または「感染の可能性がある方」に特定されており、発症して検査を受けた場合は、陰性であっても③の期間とします。

在籍している保育施設等で陽性者が発生し、お子様が「感染の可能性がある方」に該当した場合には、施設から保護者に直接ご連絡いたします。

3 保育料の日割り減額について(保育認定0~2歳児クラスのみ)

上記に該当しお休みした場合は、保育料の日割り減額の対象となります。保育料が減額対象となる場合は、施設からお休みした日数を報告していただきますので、保護者様から市への申請は不要です。

※令和4年1月 27 日(木)からの「まん延防止等重点措置」適用期間中に登園しなかった場合は 理由を問わず日割り対象となります。

4 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について

保育施設等の判断により園を休園する場合、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を活用できる場合があります。(本助成金の申請者は事業主ですが、労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者(大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます)が直接申請することが可能です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07 00002.html)



【子ども家庭課 TEL 0133-72-3197】